

許可番号第 02320004697 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 春日井市明知町 1510 番地 1

氏 名 大和エネルギー 株式会社
代表取締役 下別府 正樹 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 平成 30 (2018) 年 1 月 30 日
許可の有効年月日 令和 7 (2025) 年 1 月 29 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、押出成形、減容固化、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず

以上 2 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 押出成形

汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破碎物
及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムく
ず

以上 6 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 減容固化

廃プラスチック類 (発泡スチロール類に限る。)

以上 1 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破碎物を除
く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴

って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

春日井市明知町字頓明1510番45

イ 設置年月日

平成23年2月10日

ウ 処理能力

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。) 123.6t/日(5.15t/時間)

紙くず 242.664t/日(10.111t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 押出成形施設

ア 設置場所

春日井市明知町字頓明1510番45

イ 設置年月日

平成30年9月13日

ウ 処理能力

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

91.2t/日(3.8t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 減容固化施設

ア 設置場所

春日井市明知町字頓明1510番45

イ 設置年月日

平成12年3月25日

ウ 処理能力

廃プラスチック類(発泡スチロール類に限

る。) 2.4t/日 (0.1t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(4) 破碎施設

ア 設置場所

春日井市明知町字頓明 1 5 1 0 番 1

イ 設置年月日

平成 2 9 年 5 月 1 8 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。) 42.72t/日 (5.34t/時間)

ゴムくず 66.16t/日 (8.27t/時間)

金属くず (自動車等破碎物を除く。) 65.36t/日 (8.17t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。) 50.16t/日 (6.27t/時間)

がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 68.48t/日 (8.56t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成 2 9 年 3 月 2 8 日 2 8 尾廃第 2 3 1 - 1 2 号

(5) 破碎施設

ア 設置場所

春日井市明知町字頓明 1 5 1 0 番 4 5

イ 設置年月日

令和 5 年 5 月 9 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。) 35.478t/日 (3.942t/時間)

木くず 55.782t/日 (6.198t/時間)

紙くず 38.502t/日 (4.278t/時間)

繊維くず 22.302t/日 (2.478t/時間)

ゴムくず 54.486t/日 (6.054t/時間)

金属くず (自動車等破碎物を除く。) 99.306t/日 (11.034t/時間)

許可番号第 02320004697 号

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

74.358t/日（8.262t/時間）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

120.042t/日（13.338t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

平成26年3月31日

25尾廃第232-5号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 6年10月 3日 新規許可

平成11年10月 1日 更新許可

平成16年10月20日 更新許可

平成21年10月 3日 更新許可

平成29年 1月27日 更新許可

平成30年 1月30日 更新許可（優良認定）

令和 5年 9月 4日 書換

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無